

上越市資金管理運用基準

1 趣旨

この基準は、上越市資金管理運用方針（平成15年4月1日実施。以下「方針」という。）に基づき、方針に定める対象資金（以下「対象資金」という。）の管理運用の基準となる事項を定めるものとする。

2 管理運用の基準

対象資金は、次に掲げる資金の種類ごとにそれぞれに定める基準ののっとり管理運用するものとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

ア 収納される歳計現金及び歳入歳出外現金は預金保険法（昭和46年法律第34号）の規定により預金者等が保護される指定金融機関その他の金融機関の口座で、保管する歳計現金及び歳入歳出外現金は同法の規定により預金者等が保護される指定金融機関の口座でそれぞれ管理するものとする。

イ 歳計現金及び歳入歳出外現金の支払の状況により1か月以上にわたって余剰資金が生ずると見込まれる場合は、競争性に優れた引き合い又は機動性に優れた相対取引による預金又は債券により運用できるものとする。

ウ 預金で運用するときは、大口定期預金、譲渡性預金その他元本の保証及び利息の支払が確実な預金によるものとする。

エ 運用に当たっての預託先は、次のいずれかの金融機関のうちから、別に定めるところにより把握した金融機関の経営状況に応じて選定するものとする。

(7) 預金債権と借入金債務との相殺（以下「相殺」という。）により預金保護が可能な金融機関

(8) 金融機関から徴収する担保（以下「担保」という。）により預金保護が可能な金融機関

(9) 金融機関が保有する国債等への質権設定（以下「質権設定」という。）により預金保護が可能な金融機関

オ 債券による運用は、国債、政府保証債、地方債、財投機関債又は地方公共団体金融機構債によるものとする。

(2) 基金

ア 基金の運用は、競争性に優れた引き合い又は機動性に優れた相対取引による預金又は債券により行うものとする。

イ 基金の1年を超える中長期運用は、基金取崩計画に支障のない場合に行うことができるものとする。

ウ 預金による運用は、大口定期預金、譲渡性預金その他元本の保証及び利息の支払が確実な預金によるものとする。

エ 運用に当たっての預託先は、相殺、担保及び質権設定により預金保護が可能な金融機関のうちから、別に定めるところにより把握した金融機関の経営状況に応じて選定するものとする。

オ 債券による運用は、国債、政府保証債、地方債、財投機関債又は地方公共団体金融機構債によるものとする。

カ 債券は、その満期の日まで保有するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、途中で売却できるものとする。

- (7) 安全性を確保するために必要な場合
- (8) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (9) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるために必要な場合

キ 債券の償還差損益等の処理は、次のとおりとする。ただし、企業会計資金に係るものについては、企業経理の例によるものとする。

経過利息	経過利息に相当する金額を最初の受取利息から直接基金に充当し、償却する。
償還差益（アンダーパー）	満期償還日の属する年度において、償還差益として処理する。
償還差損（オーバーパー）	償還差損に相当する金額を受取利息から直接基金に充当し、償却する。なお、最初の受取利息で充当しきれない場合は、2回目以降の受取利息で充当し、償却する。
売却益	売却日の属する年度において、売却益として処理する。
売却損	元本割れが発生する場合には、原則として売却しない。ただし、カただし書の規定により売却を行い、売却損が発生する場合は、売却日の属する年度において、売却損に相当する金額を運用益から直接基金に充当し、償却する。

ク 基金の効率的な運用を図るため、複数の基金を一括して運用することができるものとする。この場合において、運用により生じた収益又は損失は、基金の積立額に応じて配分するものとする。

ケ 基金の繰替運用は、条例の定めるところにより確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて行うものとする。

(3) 預託金

預託は、金融機関の口座のうち預金保険法の規定により預金者等が保護されるものにおいて行うものとする。

(4) 一時借入金

ア 各課等から毎月提出される収入支出報告書及び前年度以前の収支推移を基に資金の需給、必要な調整及び一時借入金の必要額を見込み、毎月の末日までに翌月の収入支出計画を作成するものとする。

イ 借入れは、アにより作成した収入支出計画に基づき、各課等の収入支出の情報を基に毎日の資金の需要を加味し、一時借入金の必要額を見込んだ上で実行するものとする。

(5) 地方債

銀行等縁故債による借入れに当たっては、当該銀行等における借入条件等を総合的に勘案して行うものとする。この場合において、借入利率は、県内市町村銀行等引受債の参考金利を基準として判断するものとする。

(6) 公営企業会計資金

公営企業会計資金については、前記(1)(2)(4)及び(5)に準ずる。

3 金融機関の経営状況の把握

(1) 金融機関の経営状況の把握は、金融機関の決算資料、ディスクロージャー誌、格付機関による格付情報、株価その他の公表されている情報によるものとする。

(2) 金融機関の経営状況を把握するために用いる主な経営指標は、健全性に関しては自己資本比率、不良債権比率、保全率等とし、収益性に関しては業務純益、経常利益、当期利益等とし、流動性に関しては預金量、貸出量、流動性資産比率の推移等とする。

(3) 金融機関の経営状況の分析及び評価は、収集した経営指標による同種及び同規模の他の金融機関との比較、同一金融機関の時系列による比較等により行うものとする。

4 金融機関の経営状況に応じた対応

(1) 本市の資金の預金先の金融機関（以下「預金先金融機関」という。）の経営状況が悪化した場合の対応は、次のとおりとする。

ア 資金を保全するための対応は、預金先金融機関の自己資本比率、不良債権比率、経常利益等の経営指標から総合的に判断して経営状況が悪化していると認められる場合又は金融庁が預金先金融機関に対し早期是正措置を発動した場合に行うものとする。

イ 会計課長は、アに規定する場合に該当すると認めるときは、会計管理者並びに市長、副市長及び別に定めるところにより設置する上越市資金管理運用委員会（以下「委員会」という。）の委員に対し当該預金先金融機関の経営指標その他の経営状況又は早期是正措置に関する情報を報告するものとする。

ウ 委員会は、イの規定による報告があったときは、当該預金先金融機関の経営状況に係る情報を総合的に検討の上、対応方針案を策定し、市長に報告するものとする。

エ 市長は、ウの規定による報告があったときは、速やかに対応方針を決定するものとする。

(2) 預金先金融機関の経営が破綻した場合は、次のとおりとする。

ア 会計課長は、預金先金融機関の破綻に係る情報を入手したときは、速やかに当該預金先金融機関の破綻の事実関係及び破綻処理の方式について金融庁、預金保険機構等に確認した上、会計管理者並びに市長、副市長、委員会の委員及び部の主管課の課長に対しその旨を報告するものとする。

イ 委員会は、アの規定による報告があったときは、当該預金先金融機関の破綻に係る情報を総合的に検討の上、対応方針案を策定し、市長に報告するものとする。

ウ 市長は、イの規定による報告があったときは、速やかに対応方針を決定するものとする。

5 基準の見直し

市長は、必要に応じてこの基準を見直すものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。